

第 537 回 統計審議会議事録

1 日 時 平成 9 年 6 月 20 日 (金) 14 : 00 ~ 16 : 20

2 場 所 共用第 3 特別会議室 (中央合同庁舎第 4 号館 12 階)

3 出席者 計 23 名

(委 員)

溝口会長、腰原委員、松田委員、井原委員、美添委員、廣松委員、篠塚委員、昆委員、酒井委員、遠藤委員、筑波委員、澤田委員、江川委員、中名生委員、福原委員、袖井委員

(委員代理)

岩井 (丸山委員代理)、中本 (松島委員代理)

(総務庁)

大戸統計基準部長、木内統計企画課長、渡辺国際統計課長、新井統計審査官、
 淵上統計審査官

4 配布資料

(1) 部会の開催状況

- 部会の開催状況一覧
- 季節調整法の適用について
 - ・ 季節調整法検討小委員会報告書
 - ・ (参考 1) 「X-12-ARIMA」操作マニュアル概要編
 - ・ (参考 2) 「X-12-ARIMA」操作マニュアル実践編

(2) 報告事項

- 「統計行政の新中・長期構想」の推進状況 (概要)
- 無償労働の貨幣評価について
 - ・ (参考資料 1) 1 人当たり時間データ
 - ・ (参考資料 2) 貨幣評価用賃金データ
 - ・ (参考資料 3) 無償労働評価額データ
 - ・ (参考資料 4) 県別データ

(3) その他

- 第 45 回ヨーロッパ統計家会議 (CES) の結果
- 平成 9 年 4 月指定統計・承認統計・届出統計月報 (第 45 巻・第 4 号)
- 指定統計の公表実績及び予定
- 第 535 回統計審議会議事録

5 議題及び議事

(1) 部会の開催状況

- ① 平成 9 年 5 月 27 日に開催された第 179 回分類部会 (議題: 「日本標準職業分類第 4 回改訂について」) の開催結果について、井原分類部会長から報告が行われた。

〔質 疑〕

松田委員) タイピストやパンチャーが消えて、何となく各種業務が一般事務の中に入ってくるようになっており、職業分類の分類基準を実際に適用するときには非常に難しい問題が出てきているようである。そこで、何らかの説明資料等を検討していただきたい。

井原分類部会長) タイピストやパンチャーと一緒に分類したわけではない。現在ではワープロが使用されており、職業分類においてはその操作員という形で扱っている。一般事務のウェイトが大きいため、それをできるだけ細かくするという精神を持って分類している。

篠塚委員) 平成10年度からは国家試験を受けて免許を持つ人だけが理美容師となり、見習いは存在しないことになる。したがって、免許を持つ理美容師と免許の有無にかかわらず美容に関連した施術を業とする美容サービス従事者として分類されることになる。部会において、シャンプー係や料金収受のような無資格の雑用従事者はどのように分類されるのか質問したところ、サービス職業従事者の中でも「その他」の項目に格付けされるとのことであった。エステティックサロン等の従事者のうち、顔を拭いたり、料金収受のような雑用従事者はどのように分類されることになるのか。

井原分類部会長) その件については、部会で再度お話し下さい。

- ② 平成9年6月6日に開催された第43回企業統計部会及び第85回運輸・流通統計部会合同部会（議題：「平成11年の大規模統計調査の実施の在り方について」）の開催結果について、松田企業統計部会長から報告が行われた。

〔質 疑〕

溝口会長) 今回の事業所・企業統計調査の内容に関するものは、例えば、各立場からの要望を整理したものであると考えてよいのか。内容についての審議は別にあるのか。

松田企業統計部会長) 実質審議はこれからである。

- ③ 平成9年6月13日に開催された第80回経済指標部会（議題：「季節調整法検討小委員会報告」）の開催結果について、美添経済指標部会長から報告が行われた。

〔質 疑〕

溝口会長) 参考資料「X-12-ARIMA」操作マニュアルについて説明してほしい。

美添経済指標部会長) 今回の実験において、本マニュアルを参考にしながら、X-12-ARIMAのプログラムを操作した省庁がある。もちろん、担当する省庁によっては、元々の作成者であるセンサス局に問い合わせをしている。今回、この参考資料は一般に公開するものであり、審議会の場で配布してもよいと日本銀行から伺っている。

溝口会長) この取扱いについては後で少し協議したい。

美添経済指標部会長) 公開することについて日本銀行から了解を得ており、この

資料は既に公開されている。

溝口会長) 審議会に出された資料は、自動的に公開とはならない。

松田委員) 今日の報告は、次のように要約してよいか。X-12-ARIMAが非常に優れた手法であり、その他は誤った手法であるというような報道が一部なされたが、これは理論的に検証されなかった。したがって、それぞれの省庁間でそれぞれの手法を十分吟味しながら、しかも挙証責任を持って使用するという結論になった。

美添経済指標部会長) 90%程度はその解釈でよいと思う。最初の部分のX-12-ARIMAが良く、他の手法が良くなかったという報道が一部の新聞でなされたという点に関しては、X-12-ARIMAは、今回比較した手法の中ではオプションが極めて多い。したがって、様々なモデルを選んで実験すれば、正解が分かっている状況であれば効果を発揮する。そのような状況で、場合によっては差が生じるということ否定するものではない。ただし、一般的な状況でどれが優れているかは、理論的には言えない。

溝口会長) 個人的な感想を言うと、おそらく10年間の間にかなり研究が進んできて、どの方法もある程度のレベルにもう既に達してきたと思う。その結果、どの方法を取っても基本的にはそれほど差がないのであるが、むしろ、今回オプションの取り方が非常に重要なものになってくるというような印象を持っている。ここで一つディレギュレーションをしようというのが小委員会の関心のように思うが、それでよいか。

美添経済指標部会長) そのとおりである。オプションの数が増えてくるというのは大変便利なことであるが、責任が増したという自覚が必要で、オプションが自由に選べる分だけ良いモデルを選ばなければならないという手間が増える。標準的なオプションとして何がよいということは理論的、実務的にも縛れない。そういうところが、ディレギュレーションにつながっていると思う。

溝口会長) 一つ気になることがある。実は前回X-11を標準と決めて、そのプログラムを当時の行政管理庁を通じて地方自治体に提供した。その結果、各地方自治体ではそれを標準にするという経緯があった。今回、統計作成機関がいずれも責任を持つというのは、一つの考え方で賛成ではあるが、何らかの方法にウェイトを掛けた格好で地方自治体に総務庁の方から提供しなければならない状況について検討をしていないのか。

美添経済指標部会長) 地方自治体のことは考えていなかった。必要があるというのであれば、先程の運用指針の6を使って検討する場を設けることになると思う。

溝口会長) 当面、例えば具体的に、あるプログラムを提供するとすると、X-12-ARIMAを地方自治体に一応提供しておく。そこで検討を全部行うことは無理であろうと思う。

美添経済指標部会長) 技術的な問題は後ほど事務局で諮っていただく。現状では X-12-ARIMA は最終的に確定したバージョンではなく、いわゆるベータバージョンといわれるもので、まだ手直しが続いているようである。ただ、手直しが続いているといっても、最近はこのインターネットで誰でも入手することができる。統計基準部で提供するよりも、直接地方の機関で入手するほうが新しいものが手に入るという可能性がある。ただ、それに追加して、日本銀行で作成した日本語の操作マニュアルがあるので、日本銀行から提供してもらってもよい。また、統計基準部でその所在を連絡するという事は考えるべきだろうとは思う。

溝口会長) それでは、第一のプロセスとして以上の小委員会報告をこの審議会として了承してよろしいか。(特に意見なし) では、了承していただいたこととする。それともう一つの手続として、形式的なことではあるが、審議会は公開であるし、議事録も公開であるが、付属資料は自動的に公開とはなっていない。しかし、今回の作業は学術的なものであり、非常に利用しやすいものであるので、小委員会報告をそのまま公開とし、団体及び個人の要請があった場合には、可能な限り配布していただくということにしたい。あと一つ、日本銀行の了解を頂くならば、参考資料も付けて配布したいと思うがこの点はいかがであるか。

松島委員代理) 結構である。

溝口会長) それでは、請求者が要請した場合は、日本銀行の参考資料も付けた格好で配布していただくということをお願いしたい。

- ④ 平成9年6月20日に開催された第44回企業統計部会及び第62回国民生活・社会統計部会合同部会(議題:「平成10年実施予定の土地基本調査及び住宅・土地統計調査(仮称)について」)の開催結果について、松田企業統計部会長から報告が行われた。

[質 疑]

遠藤委員) 結論については問題ないが、住宅・土地統計調査の計画概要に関連して、農地・山林の取扱い等も含め更に詰める必要があるという場合の視点が少し不明確なので説明してほしい。つまり、調査の目的は、住生活・住資産に関する調査である。それに対して、第一次産業として産業活動に使われている土地の取扱いはどう関連しているのかが不明確である。

松田企業統計部会長) 土地統計として見ると、農地、山林の部分が不可欠である。しかも、法人調査の方で農地、山林について、法人所有の部分については押さえている。しかも、かなりの部分の農地、山林というのは個人が所有しているので、世帯調査の側でもその部分について押さえて、土地調査としての一貫性を図る必要がある。したがって、その部分は抜けないのではないか。今回の住宅・土地統計調査の試験調査では、農地、山林の部分は除いて行っている。その前に行った土地基本調査の世帯調査では農地、山林を含めた形の試験調査を一回実施している。平成5年の

時には住宅統計調査とは独立した土地基本調査の世帯調査として行っていたので、農地、山林を含めて、全体としての私的部門（政府・地方自治体を除いた部分）の土地に関しては全体的に調査をして、土地基本調査総合報告書の形でまとめられた。したがって、今回平成10年の時に、世帯について農地、山林の部分を除くと、連続性、整合性の点で問題が残る。ただ、記入者の負担の面について言うと、調査から資産調査というイメージを受けると、非常に調査拒否が増えることもあるので、慎重に調査票の吟味をしていただきたいという趣旨である。

腰原委員）今の点は、調査全体としての目的、趣旨等を更に明確にしていくことが重要であるということに関連している。部会でもこのことを申し上げて、くれぐれも土地基本調査が入ったために、従来の住宅統計調査の目的から外れるようなことのないように、あるいは、従来から取っていた住生活についての情報が漏れることのないように、ということを発表した。多分、今指摘の部分は、その前段と絡みながらの議論になると思う。

松田企業統計部会長）土地基本調査としての性格上不可欠であり、調査票の中に前向きに入れる形で検討すると理解している。また、土地基本調査として全体の一貫性の問題としては入れざるを得ないと考えている。ただ、腰原委員の質問は、別に調査項目が増えることによって、住宅統計調査が本来時系列的に確保していた系列が圧縮されて消えることがないように指摘いただいたと理解している。

遠藤委員）住宅統計調査であれば、農地、山林は関係ない。住生活、住資産を対象として調査すべきだと思うが、今回、統計の負担を軽減するということで、土地調査とリンクした。つまり、住宅統計調査の目的自体が少し広がった。その場合に広がる範囲をどうすべきか、ということを中心にとした上で論議されていくべきことではないかと理解したいが、それを省略しておいて、何か一つの方向性が部会において議論されているならば、少し早過ぎるのでないかとコメントしたい。

松田企業統計部会長）その点は十分議論しており、住宅統計調査というものがどうあるべきかについては、統計行政の新中・長期構想の認識でもあるが、住というのが今までのように、住民登録の場所一か所だけに住んでいるというわけではなくなってきた。複数の住宅を持ち、様々な形の住環境がある。その延長線上で例えば所有する土地にしても、自分達がこれまで持っていた農地、山林の所に別荘を建てる等、様々な形のものが出てきている。住宅資産の所有形態というのは、土地保有の形態と分離し難いというのが一つのポイントであり、ある意味では住宅統計調査が住環境全般を含む調査として拡充していくというのは、現在の社会情勢の変化から見ると必然的な動きであろうと考えている。その延長線上で、土地に関する保有に関しても今のように整理される。しかし、そのよう

なケースがどこまでの人々について妥当するかというのは別の問題である。したがって、ロングフォームの対象というのは若干標本数が少なくなっており、その中で今のような問題が出てくる世帯というのが、前回の平成5年の調査からいうと約20%ぐらいの世帯になると思う。

溝口会長) この審議会の場は、いろいろな部会の中の意見調整をする場所でもあるので、ただ今、遠藤委員から発言のあった点も踏まえて、現在まだ調査票ができていない段階ではないので、調査票の設計を進める段階で今一度検討いただいた上で改めて報告していただきたい。

昆 委員) 若干補足説明を行いたい。統計調査部としては、農地、山林の分は農林水産省の統計の数字である程度得られるのではないかと国土庁に対して申し上げている。それに対して、前回土地基本調査の世帯調査で農地、山林を含めていたので、何とか入れてもらえないのかという議論があるのが現状である。本年度において行う住宅統計調査の試験調査については、まだ煮詰まっていないので農地、山林の方は入れていない。したがって、農林水産省にはお断りをしていないというのが現状である。

溝口会長) 先ほど申し上げた線で検討していただくとともに、可能ならば、担当部局の意見を十分聞いた上で次の設計に進んでいただきたいと要望しておく。

(2) 報告事項

① 「統計行政の新中・長期構想の推進状況について」

総務庁統計局大戸統計基準部長が、資料『「統計行政の新中・長期構想」の推進状況(概要)』に基づき、概略を報告

[質 疑]

篠塚委員) 調査結果の公表早期化の例が示されているが、特に通商産業省の工業統計調査が90日早期化という報告があったが、それは、新世代統計システムのことであるのか。

大戸統計基準部長) 新世代統計システムはこれからの話であり、工業統計調査はそれとは別である。新世代統計システムで今検討されているのは、生産動態統計であり、これは経常的に調査しているものであるが、工業統計調査は年に1回集計して公表しているものである。

篠塚委員) なぜ90日も早くなったのか。

丸山委員代理) 2点ある。県の方で集計をしてもらうということと通商産業省の内部での集計の早期化ということで90日の早期化を実現した。

② 「無償労働の貨幣評価について」

経済企画庁経済研究所根本国民経済計算部長が、資料「無償労働の貨幣評価について」に基づき、概略を報告

[質 疑]

篠塚委員) 経済企画庁としては、この計算は1回限りで終わるのか。新しく統計が出た場合は、また行うのか。それから、もう一つは、この調査の目的

として、北京会議のことも書かれているが、国連は20年も前の1975年に国際婦人年を作っており、その時から女性の地位向上のために、女性はどういうことを行っており、経済的地位が低い原因は何かを調査し、最初のころからアンペイドワークという無償労働が問題であると指摘を行い、研究所を作って分析を行ってきた。このような長い経緯がある。したがって、例えば、カナダでは1980年までには、社会生活基本調査のような個人の時間の統計（タイムユースサーベイ）を作り直すことを行い、現在では、アンペイドワークの額とペイドワークの全体のGDPとを足し算して、景気変動にどのような影響が与えられているか等細かいデータを出している。これを考えると、この問題意識というのは、今問題になっているから書かれているというようにしか受け止められないのであるが、今後のことも踏まえて、この計測に対してどのようなことを望んでいくのか教えてほしい。

根本国民経済計算部長）まず1点目であるが、今回は、社会生活基本調査のデータが出ている81年、86年、91年と3時点について行った。既に、96年調査が行われており、現在集計中と伺っているので、その結果が出れば速やかに次の推計を行いたいと考えている。それから、目的のところ、確かに昔からそういう認識があったことは、言われてみればそのとおりだと思う。ただ、我々はSNA（国連の提唱した国民経済計算）のフレームの中で行う。つまり、時間ではなくて、金額で行うことである。そのような機運が盛り上がり、手法も確立してきたので、取り上げることができた。そういう意味での最近の背景を書いている。

井原委員）社会的活動の評価の代替費用法スペシャル・アプローチでは、何を使ったのか。

根本国民経済計算部長）社会的活動については対応職種が把握できないことから「個人サービス業」、「協同組合」、「社会保険社会福祉」、「政治経済文化団体」の産業別賃金の加重平均を用いた。

美添委員）無償労働の範囲として、諸外国は「移動」を含めているのは何故か。その理由が納得できるものであれば、我が国としても無償労働時間を含めて推計することができるはずであるが、その場合は結果がどのくらい変化するのかという試算をしているのかどうか。

根本国民経済計算部長）「移動」については、今回最も議論をした点であり、そもそも時間の取り方が各国まちまちである。カナダは移動という項目を特に設けている。他の諸外国ではそれぞれの活動別に移動というのを別掲している国がいくつかある。日本の社会生活基本調査では、通勤・通学を除く移動というのをまとめて把握している。移動というものはいろいろあり、何のための移動かというのがある。我々が今回無償労働としての移動として加えていいと考えたのは、無償労働のための移動の部分であり、そこだけがとらえられればいいと思ったが、合計としての移動

はあっても、このうちの何割が無償労働のための移動かということをつまえる資料がなかったので、今回は諦めている。

腰原委員) 無償労働の範囲についてであるが、例えば住宅のメンテナンス等や園芸等について言えば、趣味とどう違うのか。私は料理を趣味として行うが、家事労働とは思っておらず、趣味の範囲だと認識しているが、そうすると、その区別はどこでどのようにつけるのか。

根本国民経済計算部長) 集計の方式が、社会生活基本調査の場合には、20項目のどれに当てはまるのかという聞き方をしている。それをプレコードというが、現在プレコード方式で行っているので、記入した本人がその活動を趣味や娯楽と思えば趣味・娯楽の欄に記入している。自分の活動が20項目のうちのどこに入るのかという考えに基づいて記入するのである。もう一つアフターコードという方式がある。これは、集計が非常に手間がかかるので、日本では今まで行ってきていない。西洋では行っている国もあるが、アフターコードというのは、自由に自分のしたことを書いてもらい、それを調査員が後で見て分類する。この方式であれば、ある程度詳しく把握できると思うが、日本の場合はプレコードのため本人の意思によって分類されてしまう。

腰原委員) 概念的にどこでどう区分するのか。プレコードにしろ、アフターコードにしろ、どこでどのように区分を行うのか。

根本国民経済計算部長) そのようなことは、我々には判断できないので、調査票に出てきたままの形でとっている。したがって、今具体的に言っていた園芸、住宅メンテナンスは、20項目の中には日本の場合ないため具体的にとらえることができなかったということで除外されている。したがって、概念的に、そういう項目を取っている国と日本とを比べるとその分だけ日本の方が過小推計になっている可能性があるということと言える。

腰原委員) むしろ、経済企画庁としてはどのように考えているのか。どこで切るべきだと考えているのか。

篠塚委員) 無償労働の範囲は、基本的に第三者基準を置いている。ある行動が誰か他人に取って代われるかどうかである。例えば、入浴や食事など普通は他人に代わってもらえない。しかし、老人や身障者等ハンディキャップを持っている人が誰かに介助してもらう場合には、第三者に代わってもらえるサービスとして区別している。

溝口会長) 今の問題と多少関連して、全く独立の推計として行っているか、ナショナルアカウントフレームの中で明確に組み込むという大前提で行うかによって、非常にコンセプトの切り方が違ってくると思う。それから、貨幣評価の方法も、機会費用法、スペシャリスト・アプローチ、ジェネラリスト・アプローチの三種類ではなくて、絞れるはずである。それについてはどう考えるか。

根本国民経済計算部長) サテライト勘定の1項目ということで、93年SNAで提唱されたサテライトアカウントの一環として行ったものである。その限りでは、社会的に非常に重要な分野であり、SNAのメインフレームの中で100%同じ定義概念の中で取り扱うことは不可能であるが、それとある程度関連させながら、例えば、物量ではなくて金額で表示する等、概念についても可能な範囲で統一させるという留意を払いつつ推計している。全くメインの体系と概念定義を一致させることは、始めから不可能であると考えている。

溝口会長) 無償労働については社会的な問題も出てくるので、そのようなとらえ方とアカウントの概念の考え方を混ぜてしまうと、非常におかしなことになる。どちらで行っても結構であるが、どちらの立場で行っているかというのは、この問題を取り扱っていく場合非常に重要ではないかと思う。

根本国民経済計算部長) ダブルアカウントの問題も出てくる。

溝口会長) 国民経済計算で割り切るのであるならば、非常に割り切りがいくはずだが、この報告書を見ている限りでは、そこまで徹底していないように思える。

根本国民経済計算部長) そういう意味での概念の詰めというのはまだ不徹底であると思うので、今後調査を重ねていく時には、そのような点ももう少し詰めていきたいと考えている。

(3) その他

① 第45回ヨーロッパ統計家会議の結果について

総務庁統計局大戸統計基準部長が、資料「第45回ヨーロッパ統計家会議(CES)の結果」に基づき、概略を報告

[質 疑]

溝口会長) ヨーロッパ統計局長会議の議論というのは、国連の統計委員会等で非常に有力な事前協議の場とされている。したがって、彼らの意向が国連で主力になってしまうことにもなるので、なるべく早めにその詳細な情報を審議会の関係部会に提供していただきたい。

大戸統計基準部長) 今回これを配布したのはそのような趣旨であるが、できるだけ早く提供したい。